

母子加算復活法案の提出を歓迎する共同声明

年末年始に実施された日比谷公園における「年越し派遣村」の活動やその後全国各地で実施された同様の「派遣村」の活動は、我が国のセーフティネットがきちんと機能しておらず、失業が直ちにホームレス状態に直結する実態を露呈した。そして、生活保護が最後のセーフティネットとして市民の生活を根底で支えていることを示した。

ところが、この間、生活保護において高齢者とひとり親家庭に支給されてきた老齢加算と母子加算がそれぞれ廃止されてしまった。これは生活保護基準の切り下げにほかならない。生活保護基準は、他の諸制度、諸施策と連動しており、その切り下げは、生活保護受給者の生活を脅かすにとどまらず、市民生活全般に極めて重大な影響を及ぼす。特に、母子加算の廃止は、ひとり親世帯に貧困が集中している実態を無視して、子どもたちに更なる負担を強いるものであり、貧困の連鎖を生み出すものである。

老齢加算と母子加算の廃止に対して、現在、全国113名の高齢者とひとり親が裁判で闘っている。しかし、昨日、福岡地方裁判所は、老齢加算の削減廃止に基づく行政庁の処分の違法性を認めず、原告らの請求を棄却した。老齢加算と母子加算の廃止については、すでに昨年6月の東京地裁判決、同年12月の広島地裁判決においても、それぞれ原告敗訴の判決が言い渡されている。これら3つの判決は、いずれも厚生労働大臣に広い裁量を認めており、遺憾ながら、裁判所が人権救済機関としての本来の職責を果たしていないのが現状である。

このような状況において、本日、野党4党が共同して母子加算復活法案を衆議院に提出したことの意義は極めて大きい。多くのひとり親世帯が育児と家事に追われ、複数の仕事をかけもちしながら日々の生活に必死であり、その声はなかなか社会に届かない。それでも、ひとり親世帯の生活苦が深刻化するなかで、ようやくその悲痛な声が社会に届き始めたのである。今回の法案提出は、政治家がそのような声に耳を傾け、解決に向けて動き始めたことを象徴するものである。

母子加算復活法案の提出は、格差と貧困の拡大に歯止めをかけ、市民生活を底上げしていく取り組みに大きな弾みを与えるものである。我々は、本日の法案提出に対して歓迎の意を表明するとともに、国会での一日も早い審議入りを望む。また、生活保護を受給していない母子家庭もまた貧困の淵にいることを直視し、児童扶養手当の削減撤回を含む施策を講じるべきである。我々は、老齢加算及び母子加算の復活に向けて尽力し、そして、貧困の連鎖を断ち切り市民生活を底上げする施策の実現に取り組む決意を改めてここに表明するものである。

以上

2009年6月4日

NPO法人自立生活サポートセンター・もやい	理事長	稲葉 剛
生活保護問題対策全国会議	代表幹事	尾藤 廣喜
全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会	事務局長	本多 良男
全国生活保護裁判連絡会	共同代表	藤原 精吾
反貧困ネットワーク	代表	宇都宮 健児
「戻せ！母子加算」集会実行委員会	実行委員長	竹下 義樹
全国生活と健康を守る会連合会	会長	松岡 恒雄

生活保護法の一部を改正する法律案要綱

一 母子世帯等の養育者に対する保護に関する措置

厚生労働大臣は、父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者であつて被保護者であるものが児童（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者又は二十歳未満であつて厚生労働省令で定める障害の状態にある者をいう。以下同じ。）を養育しなければならぬ場合（当該養育に当たる者が父又は母である場合であつて、その者が児童の養育に当たることができると婚姻関係（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）にあり、かつ、同一世帯に属するときを除く。）における当該養育に当たる者に対し、平成二十一年十月以降当分の間、平成十六年度以前における厚生労働大臣が定める保護の基準における母子加算の制度の例により保護が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。 （附則第十五項関係）

二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。 （附則関係）

生活保護法の一部を改正する法律案

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（母子世帯等の養育者に対する保護に関する措置）

15 厚生労働大臣は、父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者であつて被保護者であるものが児童（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者又は二十歳未満であつて厚生労働省令で定める障害の状態にある者をいう。以下同じ。）を養育しなければならない場合（当該養育に当たる者が父又は母である場合であつて、その者が児童の養育に当たることができると婚姻関係（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）にあり、かつ、同一世帯に属するときを除く。）における当該養育に当たる者（以下「母子世帯等の養育者」という。）に対し、平成二十一年十月以降当分の間、平成十六年度以前における第八条第一項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準における基準生活費に係る母子世帯等の養育者についての加算に係る制度の例により保護が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

理由

生活保護における母子加算の制度が廃止されたことにより、母子世帯等の養育者が生活に困窮している実情にかんがみ、厚生労働大臣は、母子世帯等の養育者に対し、平成二十一年十月以降当分の間、平成十六年度以前における母子加算の制度の例により保護が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約九十億円の見込みである。